

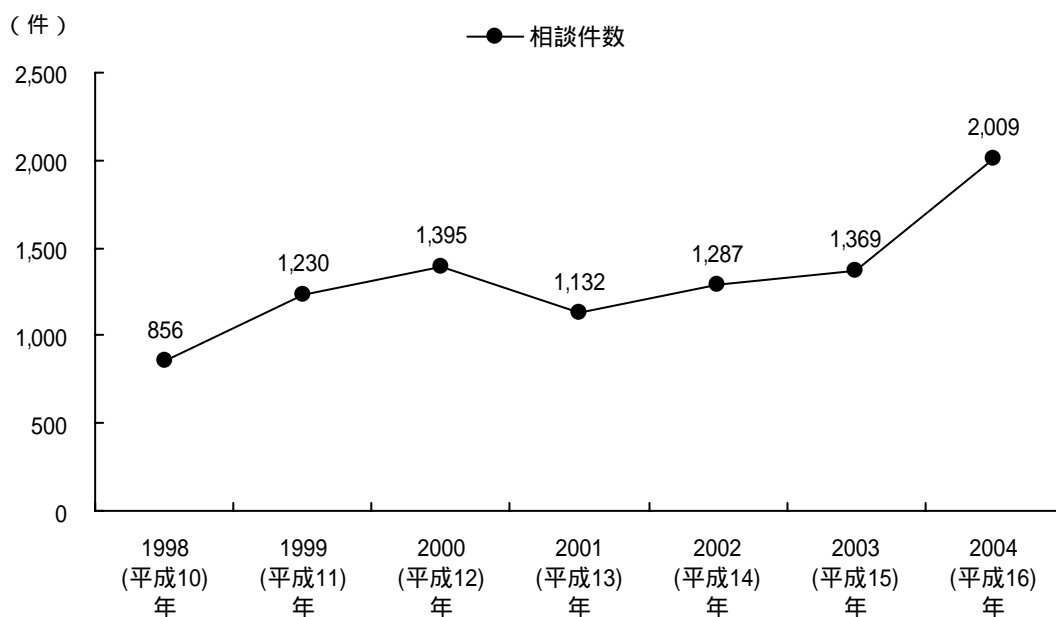
### - 3 セクシュアル・ハラスメントの防止

#### 1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数

平成 16 年の都のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は 2,009 件で、前年から約 700 件増と急激に伸びている。全国では 7,706 件となっており、やや増加している。

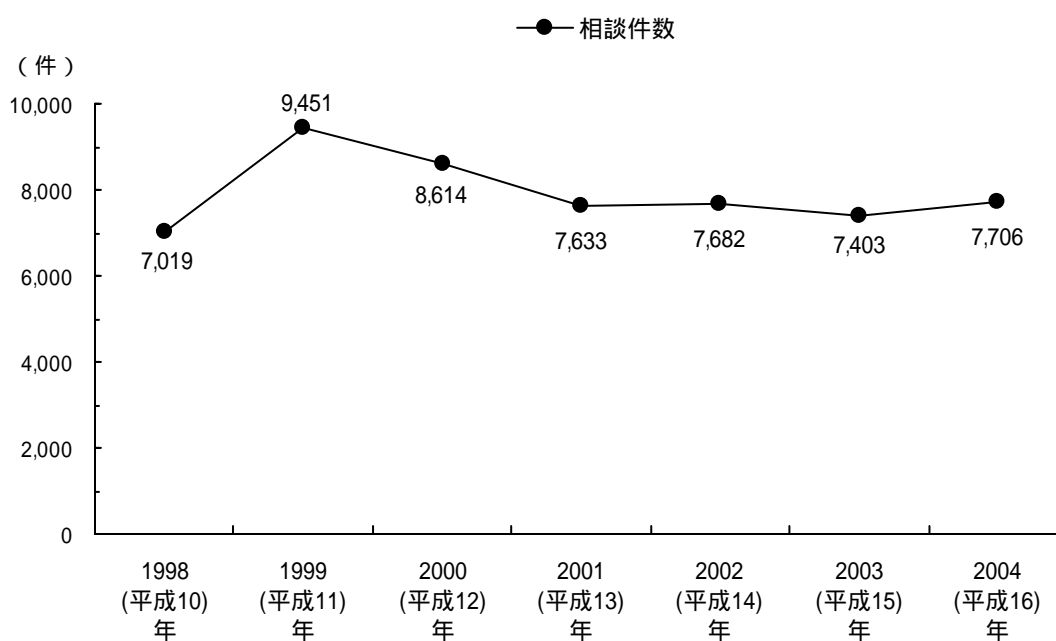
図表 - 3 - 1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都・全国）

<都>



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

<全国>

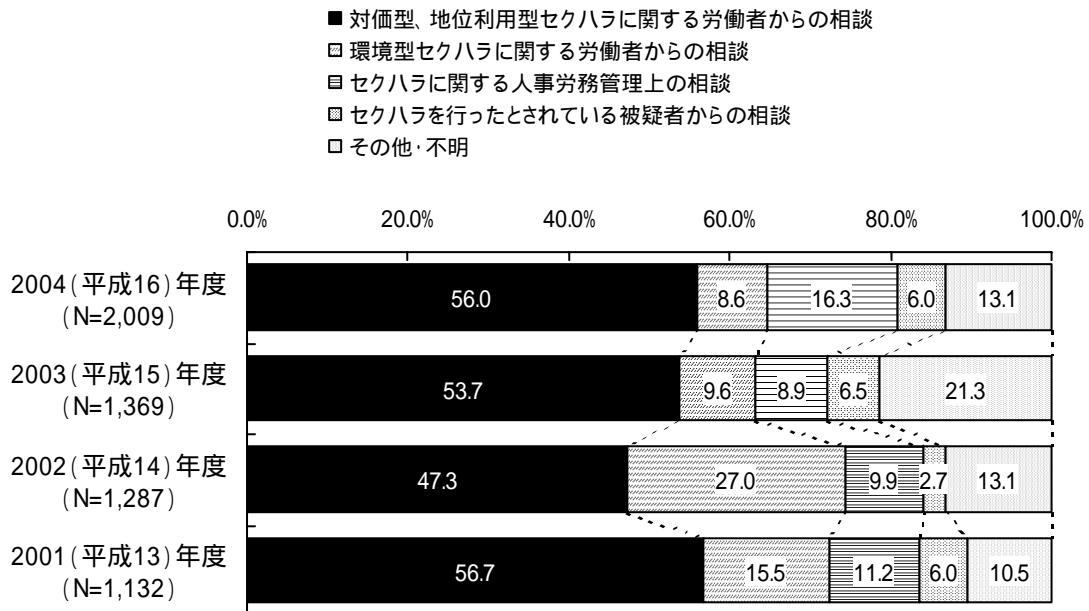


資料：厚生労働省「第 20 回男女雇用機会均等月間」

## 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容

相談の内容については、「対価型、地位利用型セクハラに関する労働者からの相談」が半数を超えている。「セクハラに関する人事労務管理上の相談」は16.3%となっており、平成15年度から倍増している。

図表 - 3 - 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



注1：「対価型、地位利用型セクハラ」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した女子社員を解雇するなど、性的言動に対する女性労働者の対応によってその女性労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2：「環境型セクハラ」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、女性労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって女性労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」